

事 務 連 絡

平成28年5月30日

熊本県内市町村  
担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（事業推進担当）

### 罹災証明書に関する被害認定の第2次調査の周知等留意事項について

被害認定調査・罹災証明交付に係る事務について、日々取り組まれていること、大変ご苦労さまです。

申し上げるまでもなく、罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であります。

各市町村では今後被災者からの申請に応じて第2次調査を実施していくこととなりますが、調査等を進めるに当たっての留意事項について下記のとおり取りまとめましたので、円滑かつ的確な対応方よろしくをお願いします。

#### 記

##### 1. 第2次調査の被災者への周知について

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成25年6月内閣府（防災担当））（以下「運用指針」という。）では、第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合には第2次調査を実施することとされています。

申し上げるまでもなく、罹災証明書に記載される住家被害の判定結果は、その後の被災者支援の内容に大きな影響を与えるものです。このため、第1次調査の結果が被災者の実感と異なる場合は、市町村に第2次調査を依頼することが可能であることを被災者に十分周知するようにしてください。

なお、この周知にあたっては、第1次調査は「外観」調査、第2次調査は「外観」及び「内部」調査であり、被災者に立会いを求めることをご説明ください。

特に、第1次調査結果は、地震保険による損害調査結果と異なることがあると聞いております。

地震保険による損害調査は、軸組（柱）、基礎、屋根、外壁を調査し、被害の程度を判定しています。

一方、被害認定調査の第1次調査では、調査項目を屋根、外壁、基礎の3箇所としており、住宅内部の柱が被害を受けているものの、外壁の被害が軽度である場合には、地震保険による損害調査結果と異なる場合があるとも聞いており、このことについても、よくご説明ください。

## 2. 第2次調査の実施に当たっての専門家の立会いについて

被害認定調査を円滑に進めるためには、調査方法等について被災者の理解を得ることも重要です。第2次調査は、被災者の立会いの下で実施することになりますが、被災者が建築士等の専門家を同行しての調査を求める場合は、調査に支障を来さなければ可能であることをご説明ください。

## 3. 地盤被害を受けた住宅に対する支援措置について

5月20日付けの通知でお知らせしたとおり、地盤被害により、住宅の不同沈下や地盤面下への潜り込みが発生した場合には、運用指針における「地盤の液状化等により損傷した住家の被害認定の調査・判定方法」を地方公共団体の判断により適用することが可能です。

また、敷地の被害によりやむを得ない事由によって住宅を解体せざるを得ない場合には、罹災証明書では「半壊」や「一部破損」であっても、被災者生活再建支援制度では「全壊」と同様の支援を受けることができます。

このことについては分かりづらいとの意見も聞かれましたので、地盤被害を受けた住宅に対する生活再建支援措置を別添のような図にまとめました。被災者への支援措置の説明等の際にご活用ください。

### 問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（事業推進担当）付

高橋、稲石（被害認定・罹災証明）

湯澤、中井（被災者生活再建支援制度）

TEL03-3501-5696/FAX03-3501-6820